

## 照古苑ひまわりホーム料金表【1割】

- ◎ 下記の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係わる標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。
- ◎ サービスの利用料金は、御契約者の要介護度に応じて異なります。

### 入居者のサービス額

		算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①	1割負担	ユニット型個室	【日額】 646	714	787	857	925
			【月額】 19,380	21,420	23,610	25,710	27,750
		算定項目	【日額】	【月額】			【月額合計】
②	加算	日常生活継続支援加算Ⅱ	【注1】 46	1,380	⇒		2700
		看護体制加算(Ⅰ)イ	12	360			
		精神科医療養指導加算	5	150			
		個別機能訓練加算	12	360			
		栄養マネジメント加算	14	420			
		口腔衛生管理体制加算	【月額】	30			
		算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
③	加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	【月額】 1,833	2,002	2,184	2,358	2,527
		介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	【月額】 596	651	710	767	822

- ◆ 初期加算・療養食加算・看取り介護加算などサービスを受けられた際には、提供した加算分が追加となります。
- ◆ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は算定した単位数の1000分の83に相当する単位数となります。したがって、(①1割負担分+②の加算分)×0.083の計算となります。
- ◆ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は算定した単位数の1000分の27に相当する単位数となります。したがって、(①1割負担分+②の加算分)×0.027の計算となります。
- ◆ 加算の算定項目に応じて介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の単位も変動します。

			【日額】	【月額】	
④	食費	利用者負担額	第1段階	300	9,000
			第2段階	390	11,700
			第3段階	650	19,500
			上記以外の方	1,392	41,760
⑤	居住費	利用者負担額	第1段階	820	24,600
			第2段階	820	24,600
			第3段階	1,310	39,300
			上記以外の方	2,006	60,180
⑥	事務管理費	利用者負担額	50	1,500	

		自己負担合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
一月分で計算	ユニット型個室	利用者負担額	第1段階	59,609円	61,873円	64,304円	66,635円	68,899円
			第2段階	62,309円	64,573円	67,004円	69,335円	71,599円
			第3段階	84,809円	87,073円	89,504円	91,835円	94,099円
			上記以外の方	127,949円	130,213円	132,644円	134,975円	137,239円

- ◆ 月30日で計算してあります。
- ◆ その他の料金として、理美容代(実費負担)と電気代(利用者が居室内において本人希望により家電を使用される場合、家電品1点につき1日当たり50円)があります。

## (料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

- ◆ **初期加算(30円/日)**  
入居から30日間は加算されます。  
また、1月を超える入院後の入院後の再入居の際も30日間加算されます。
- ◆ **外泊時費用(246円/日)**  
利用者が入院及び外泊した場合6日間を限度として所定単位数に代えて算定します。
- ◆ **療養食加算(6円/回)**  
入居者の病状に応じて、主治の医師より入居者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、療養食が提供された場合に1日につき3回を限度として、所定単位数を加算します。
- ◆ **経口移行加算(28円/日)**  
経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施した場合に加算されます。
- ◆ **経口維持加算(Ⅰ)(400円/月)**  
著しい摂取機能障害を有し、造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる方に医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種が協働して、経口維持計画を作成し、管理を行う場合に加算されます。
- ◆ **経口維持加算(Ⅱ)(100円/月)**  
摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種が協働して経口維持計画を作成し、管理を行う場合に加算されます。
- ◆ **若年性認知症入所者受入加算(120円/日)**  
若年性認知症入居者に対してサービスを提供した場合に加算されます。
- ◆ **口腔衛生管理加算(90円/月)**  
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行い、介護職員からの相談等に必要に応じ対応し、また当該施設において口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合に加算されます。
- ◆ **看取り介護加算(Ⅰ)**  
以下の基準に適合する看取り介護を受けた入居者であること。  
※医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。  
※入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。  
※医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態もしくは家族の求めに応じて随時説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。  
死亡日以前4～30日      144円/日  
死亡日の前日・前々日      680円/日  
死亡日      1280円/日
- ◆ **褥瘡マネジメント加算(10円/月 ※3月に1回を限度とする)**  
入居者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づいて計画的に管理がされている場合に加算されます。
- ◆ **再入所時栄養連携加算(400円/回)**  
入居者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、当該施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行う場合に加算されます。
- ◆ **1. 退所前訪問相談援助加算(1回につき460円)**
- ◆ **2. 退所後訪問相談援助加算(1回につき460円)**
- ◆ **3. 退所時相談援助加算(1回につき400円)**
- ◆ **4. 退所前連携加算(1回につき500円)**  
在宅復帰の等の際、必要な支援を行った場合に1.～4.の加算する場合があります。

## (利用者負担額について)

- ◆ **(第1段階とは)**
    - ・生活保護受給者の方
    - ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方
  - ◆ **(第2段階とは)**
    - ・世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
  - ◆ **(第3段階とは)**
    - ・世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方
  - ◆ **(上記以外の方)**
    - ・上記第1段階から3段階該当者以外の方
- ※利用者負担額の要件として、世帯分離をしている配偶者の所得を勘案、預貯金等について、単身の場合は1000万円以下、夫婦の場合は2000万円以下であること。非課税年金(遺族年金、障害年金)も年金収入および合計所得金額に含めて判定する等がありますので、詳しくは市町村の窓口にお問い合わせください。

## 照古苑ひまわりホーム料金表【2割】

◎ 下記の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係わる標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。

◎ サービスの利用料金は、御契約者の要介護度に応じて異なります。

### 入居者のサービス額

		算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 1割負担	ユニット型個室	【日額】	1,292	1,428	1,574	1,714	1,850
		【月額】	38,760	42,840	47,220	51,420	55,500
		算定項目	【日額】	【月額】			【月額合計】
② 加算	日常生活継続支援加算Ⅱ 【注1】		92	2,760	⇒	5,400	
	看護体制加算(Ⅰ)イ		24	720			
	精神科医療養指導加算		10	300			
	個別機能訓練加算		24	720			
	栄養マネジメント加算		28	840			
	口腔衛生管理体制加算 【月額】			60			
		算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
③ 加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 【月額】		3,665	4,004	4,367	4,716	5,055
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 【月額】		1,192	1,302	1,421	1,534	1,644

- ◆ 初期加算・療養食加算・看取り介護加算などサービスを受けられた際には、提供した加算分が追加となります。
- ◆ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は算定した単位数の1000分の83に相当する単位数となります。したがって、(①1割負担分+②の加算分)×0.083の計算となります。
- ◆ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は算定した単位数の1000分の27に相当する単位数となります。したがって、(①1割負担分+②の加算分)×0.027の計算となります。
- ◆ 加算の算定項目に応じて介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の単位も変動します。

			【日額】	【月額】
④ 食費	利用者負担額	第1段階		
		第2段階		
		第3段階		
		上記以外の方	1,392	41,760
⑤ 居住費	利用者負担額	第1段階		
		第2段階		
		第3段階		
		上記以外の方	2,006	60,180
⑥ 事務管理費	利用者負担額		50	1,500

自己負担合計(①+②+③+④+⑤+⑥)		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
一月分で計算	ユニット型個室	第1段階				
		第2段階				
		第3段階				
		上記以外の方	152,457円	156,986円	161,848円	166,510円

- ◆ 月30日で計算してあります。
- ◆ その他の料金として、理美容代(実費負担)と電気代(利用者が居室内において本人希望により家電を使用される場合、家電品1点につき1日当たり50円)があります。

## (料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

- ◆ **初期加算(30円/日)**  
入居から30日間は加算されます。  
また、1月を超える入院後の入院後の再入居の際も30日間加算されます。
- ◆ **外泊時費用(246円/日)**  
利用者が入院及び外泊した場合6日間を限度として所定単位数に代えて算定します。
- ◆ **療養食加算(6円/回)**  
入居者の病状に応じて、主治の医師より入居者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、療養食が提供された場合に1日につき3回を限度として、所定単位数を加算します。
- ◆ **経口移行加算(28円/日)**  
経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施した場合に加算されます。
- ◆ **経口維持加算(Ⅰ)(400円/月)**  
著しい摂取機能障害を有し、造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる方に医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種が協働して、経口維持計画を作成し、管理を行う場合に加算されます。
- ◆ **経口維持加算(Ⅱ)(100円/月)**  
摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種が協働して経口維持計画を作成し、管理を行う場合に加算されます。
- ◆ **若年性認知症入所者受入加算(120円/日)**  
若年性認知症入居者に対してサービスを提供した場合に加算されます。
- ◆ **口腔衛生管理加算(90円/月)**  
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行い、介護職員からの相談等に必要に応じ対応し、また当該施設において口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合に加算されます。
- ◆ **看取り介護加算(Ⅰ)**  
以下の基準に適合する看取り介護を受けた入居者であること。  
※医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。  
※入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。  
※医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態もしくは家族の求めに応じて随時説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。  
死亡日以前4～30日 144円/日  
死亡日の前日・前々日 680円/日  
死亡日 1280円/日
- ◆ **褥瘡マネジメント加算(10円/月 ※3月に1回を限度とする)**  
入居者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づいて計画的に管理がされている場合に加算されます。
- ◆ **再入所時栄養連携加算(400円/回)**  
入居者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、当該施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行う場合に加算されます。
- ◆ **1. 退所前訪問相談援助加算(1回につき460円)**
- ◆ **2. 退所後訪問相談援助加算(1回につき460円)**
- ◆ **3. 退所時相談援助加算(1回につき400円)**
- ◆ **4. 退所前連携加算(1回につき500円)**  
在宅復帰の等の際、必要な支援を行った場合に1.～4.の加算する場合があります。

## (利用者負担額について)

- ◆ **(第1段階とは)**
    - ・生活保護受給者の方
    - ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方
  - ◆ **(第2段階とは)**
    - ・世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
  - ◆ **(第3段階とは)**
    - ・世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方
  - ◆ **(上記以外の方)**
    - ・上記第1段階から3段階該当者以外の方
- ※ 利用者負担額の要件として、世帯分離をしている配偶者の所得を勘案、預貯金等について、単身の場合は1000万円以下、夫婦の場合は2000万円以下であること。非課税年金(遺族年金、障害年金)も年金収入および合計所得金額に含めて判定する等がありますので、詳しくは市町村の窓口にお問い合わせください。

## 照古苑ひまわりホーム料金表【3割】

- ◎ 下記の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係わる標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。
- ◎ サービスの利用料金は、御契約者の要介護度に応じて異なります。

### 入居者のサービス額

		算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 1割負担	ユニット型個室	【日額】	1,938	2,142	2,361	2,571	2,775
		【月額】	58,140	64,260	70,830	77,130	83,250
② 加算	算定項目		【日額】	【月額】	⇒  8,100		
	日常生活継続支援加算Ⅱ	【注1】	138	4,140			
		看護体制加算(Ⅰ)イ	36	1,080			
		精神科医療養指導加算	15	450			
		個別機能訓練加算	36	1,080			
		栄養マネジメント加算	42	1,260			
		【月額】	90				
算定項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
③ 加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	【月額】	5,498	6,006	6,551	7,074	7,582
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	【月額】	1,788	1,954	2,131	2,301	2,466

- ◆ 初期加算・療養食加算・看取り介護加算などサービスを受けられた際には、提供した加算分が追加となります。
- ◆ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は算定した単位数の1000分の83に相当する単位数となります。したがって、(①1割負担分+②の加算分)×0.083の計算となります。
- ◆ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は算定した単位数の1000分の27に相当する単位数となります。したがって、(①1割負担分+②の加算分)×0.027の計算となります。
- ◆ 加算の算定項目に応じて介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の単位も変動します。

			【日額】	【月額】
④ 食費	利用者負担額	第1段階		
		第2段階		
		第3段階		
		上記以外の方	1,392	41,760
⑤ 居住費	利用者負担額	第1段階		
		第2段階		
		第3段階		
		上記以外の方	2,006	60,180
⑥ 事務管理費	利用者負担額		50	1,500

自己負担合計(①+②+③+④+⑤+⑥)		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
一月分で計算	ユニット型個室	利用者負担額				
		第1段階				
		第2段階				
		第3段階				
	上記以外の方	176,966円	183,760円	191,052円	198,045円	204,838円

- ◆ 月30日で計算してあります。
- ◆ その他の料金として、理美容代(実費負担)と電気代(利用者が居室内において本人希望により家電を使用される場合、家電品1点につき1日当たり50円)があります。

## (料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

- ◆ **初期加算(30円/日)**  
入居から30日間は加算されます。  
また、1月を超える入院後の入院後の再入居の際も30日間加算されます。
- ◆ **外泊時費用(246円/日)**  
利用者が入院及び外泊した場合6日間を限度として所定単位数に代えて算定します。
- ◆ **療養食加算(6円/回)**  
入居者の病状に応じて、主治の医師より入居者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、療養食が提供された場合に1日につき3回を限度として、所定単位数を加算します。
- ◆ **経口移行加算(28円/日)**  
経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施した場合に加算されます。
- ◆ **経口維持加算(Ⅰ)(400円/月)**  
著しい摂取機能障害を有し、造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる方に医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種が協働して、経口維持計画を作成し、管理を行う場合に加算されます。
- ◆ **経口維持加算(Ⅱ)(100円/月)**  
摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種が協働して経口維持計画を作成し、管理を行う場合に加算されます。
- ◆ **若年性認知症入所者受入加算(120円/日)**  
若年性認知症入居者に対してサービスを提供した場合に加算されます。
- ◆ **口腔衛生管理加算(90円/月)**  
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行い、介護職員からの相談等に必要に応じ対応し、また当該施設において口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合に加算されます。
- ◆ **看取り介護加算(Ⅰ)**  
以下の基準に適合する看取り介護を受けた入居者であること。  
※医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。  
※入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。  
※医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態もしくは家族の求めに応じて随時説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。  
死亡日以前4～30日      144円/日  
死亡日の前日・前々日      680円/日  
死亡日      1280円/日
- ◆ **褥瘡マネジメント加算(10円/月 ※3月に1回を限度とする)**  
入居者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づいて計画的に管理がされている場合に加算されます。
- ◆ **再入所時栄養連携加算(400円/回)**  
入居者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、当該施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行う場合に加算されます。
- ◆ **1. 退所前訪問相談援助加算(1回につき460円)**
- ◆ **2. 退所後訪問相談援助加算(1回につき460円)**
- ◆ **3. 退所時相談援助加算(1回につき400円)**
- ◆ **4. 退所前連携加算(1回につき500円)**  
在宅復帰の等の際、必要な支援を行った場合に1.～4.の加算する場合があります。

## (利用者負担額について)

- ◆ **(第1段階とは)**
    - ・生活保護受給者の方
    - ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方
  - ◆ **(第2段階とは)**
    - ・世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
  - ◆ **(第3段階とは)**
    - ・世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方
  - ◆ **(上記以外の方)**
    - ・上記第1段階から3段階該当者以外の方
- ※ 利用者負担額の要件として、世帯分離をしている配偶者の所得を勘案、預貯金等について、単身の場合は1000万円以下、夫婦の場合は2000万円以下であること。非課税年金(遺族年金、障害年金)も年金収入および合計所得金額に含めて判定する等がありますので、詳しくは市町村の窓口にお問い合わせください。